

副本

平成27年（行ウ）第700号 日米合同委員会議事録不開示決定取消請求事件

原告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被告 国（処分行政庁 外務大臣）

準備書面 (5)

平成29年4月18日

東京地方裁判所民事第2部C係 御中

被告指定代理人

大 津 由 香 ()

矢 澤 正 樹 ()

入 谷 貴 之 ()

町 田 穂 高 ()

菅 谷 正 道 ()

渡 邊 裕 一 ()

宮 野 理 子 ()

石 川 真 由 美 ()

高 橋 潤 ()

被告は、本準備書面において、別件である公文書開示決定取消請求事件(那覇地裁平成27年(行ウ)第3号。以下「別件訴訟」という。)において被告(同事件原告)が本件文書2と同内容の文書を書証として提出していたことは、本件不開示決定2の時点における本件文書2の情報公開法5条3号該当性及び本件不開示決定2の国賠法上の適法性に影響せず、本件不開示決定2が適法であり、国賠法上の違法もないことを述べる。

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほか、従前の例による。

第1 本件文書2と同内容の文書が別件訴訟で証拠提出されていたことは本件文書2の情報公開法5条3号該当性に影響しないこと

1 本件文書2が情報公開法5条3号に該当していたこと

本件不開示決定2の時点において、本件文書2の開示について米国の同意がなく、その内容にかかわらず情報公開法5条3号に該当していたことは、被告準備書面(1)第2の2(10及び11ページ)、被告準備書面(2)第2の2及び3(9ないし15ページ)で述べたとおりである。

2 本件文書2は、本件不開示決定2の時点では、何人も知り得る状態に置かれていたとはいえないこと

(1) 原告の主張

原告は、本件文書2と同内容の文書が別件訴訟の書証として被告(同事件原告)から提出されていた点を捉えて、「被告は本件文書2を実際に何人も閲覧できる状態においている」、「被告の主張と行為は矛盾している。」(原告第2準備書面第2の2(3)・16及び17ページ)と主張する。

(2) 情報公開法5条3号と民事訴訟法91条1項との相違点

ア しかしながら、まず、情報公開法5条3号の「公にすることにより」の「公」とは、同条1号イ等と同様、何人も知り得る状態をいうと解される(総務省行政管理局「詳解情報公開法」41, 49ページ参照)。

確かに、民事訴訟法91条1項は、「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。」と規定するものの、公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録の閲覧、訴訟記録の謄写、正本、謄本若しくは抄本の交付又は訴訟に関する事項の証明書の交付、訴訟記録中の録音テープ又はビデオテープの複製の請求は、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限り認められること（同条2項ないし4項）、訴訟記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、訴訟記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときはすることができないこと（同条5項）に照らせば、同条1項は、訴訟記録の閲覧を請求する者が対象とする事件を特定してその記録の閲覧を請求することを認める規定であり、対象とする事件が請求者によって特定されていることを前提とするものであるから、この前提を離れて訴訟記録中に存在する情報の開示を別途請求することを認めるものではなく、裁判所に対してその開示を義務付けるものでもない（東京高裁平成23年7月14日判決（平成23年（行コ）27号・乙第18号証））。

イ また、上記アのとおり、訴訟記録の閲覧請求であっても、制限される場合がある（同条5項）。

ウ さらに、情報公開法に基づく開示は、対象文書の写し又は電磁的記録を交付することによって行われることが多いところ（同法14条1項）、民事訴訟記録の謄写請求は上記のとおり「当事者及び利害関係を疎明した第三者」ができるのみで、それ以外の者は、閲覧が認められた場合に当該訴訟記録の内容のメモを取ることができるにとどまる。このほか、情報公開法に基づく開示の実施は、開示を受ける者が送付に要する費用を納付して、対象文書の写しの送付を求めることもできるが（情報公開法施行令13条4項）、民事訴訟記録の閲覧は、当該記録が保管されている裁判所（事件係属中は受訴裁判所、事件完結後は第一審裁判所）に赴く必要がある。

エ このように、民事訴訟記録の閲覧制度は、誰でも利用することができる

とされているとはいえ、その実施においては様々な制約ないし条件がある点で、情報公開法に基づく開示とは異なる。したがって、本件文書2と同一内容の文書が別件訴訟の記録の一部であったとしても、本件不開示決定2の時点で、現に何人も知り得る状態に置かれていたということとはできない（高松高裁平成18年4月24日判決（平成17年（行コ）17号（乙第19号証））、東京地裁平成22年1月13日判決（平成21年（行ウ）420号（乙第20号証））参照）。

(3) 小括

以上のとおりであり、本件不開示決定2の時点において、本件文書2に記録された情報を情報公開法に基づいて開示することは、いまだ何人も知り得る状態に置かれていない本件文書2を、米国との合意なく、何人も知り得る状態に置くこととなるから、米国との信頼関係が損なわれるおそれ及び我が国の安全が害されるおそれ等は依然としてあり、外務大臣がこれらのおそれがあると認めるにつき社会通念上に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかであるとは到底認めることができない。

したがって、原告の上記主張は理由がない。

第2 本件不開示決定2に国賠法上の違法はないこと

1 はじめに

外務大臣においては、以下のような経過を経て本件不開示決定2を行っており、国賠法上の違法も認められない。

2 米国は従前から日米合同委員会議事録の開示に同意しない立場であったこと

すなわち、被告準備書面(1)第2の2(2)ア（9ないし11ページ）及び被告準備書面(2)第2の2(2)及び(3)（9及び13ページ）で述べたとおり、日米合同委員会の意見交換や協議の内容及びそれが記録された文書は、日米双方の合意がない限り公表されないことが日米間で合意されているところ、米国は、

従前から、日米合同委員会議事録はその内容にかかわらず、我が国の情報公開制度における開示には原則として同意しないという立場であった。そして、外務省は、原則として、日米合同委員会議事録に係る情報公開請求がされた場合は、確認のため、米国の意見を求めた上、不開示としてきたものである(乙第21号証)。

3 本件不開示決定2に当たり米国の意見を確認した経緯

被告準備書面(2)第2の2(3)ア(13ページ)で述べたとおり、本件不開示決定2においても、外務省において、米国政府に対し、確認のため、本件文書2を公開することについての意見を求めたが、米国政府から公開に同意しない旨の立場が示され、それを受け、本件不開示決定2をしたものである。その具体的な経過については以下のとおりである(年はいずれも平成27年)。

4月30日 本件開示請求

5月25日 開示決定等期限の延長通知

6月25日 外務省日米地位協定室事務官岡田悠季(以下「岡田事務官」という。)が、ナサンN. フロスト日米合同委員会事務局長(以下「フロスト事務局長」という。)に対し、本件文書2の開示請求があったこと、別件訴訟において国が本件文書2と同内容の文書を証拠提出していることを説明し、日米合同委員会の議事録の開示に同意しないとの米国の立場に変更はないかを尋ねるメールを送信

同月26日～30日

岡田事務官及びフロスト事務局長との間でメール及び電話により、本件文書2の開示について意見及び情報の交換

同月30日 フロスト事務局長から岡田事務官に対し、メール及び電話で本件文書2の開示に同意しない旨の米国の立場が示された(以上、乙第21号証及び22号証)。

同日 本件各不開示決定

4 本件不開示決定2に係る判断において職務上の注意義務違反は存在しないこと

以上のとおり、米国は、従前から日米合同委員会議事録はその内容にかかわらず、情報公開制度における開示に原則として同意しないという立場であったところ、本件開示請求を受け、確認のために外務省において米国に意見を求め、その際、別件訴訟で同内容の文書を証拠提出していることについても確認した上、不開示とすべき旨の回答を得た。そして、外務省においては、上記米国の意見のほか、別件訴訟における証拠提出は同訴訟限りでの日米間の合意であったことなどを踏まえ（なお、別件訴訟において、国は、自らの原告適格を基礎付けるとともに、沖縄県情報公開条例所定の不開示事由該当性を立証するため、本件文書2を提出して、その記載内容を明らかにせざるを得ないという特殊な事情があった。乙23号証の判決書20ページの争点③に係る判断を参照。）、米国の同意なく本件文書2を開示することは、米国との信頼関係が損なわれ、我が国の安全が害されるおそれがあると判断した。

すなわち、外務省においては、本件開示請求に対し、従前の日米合同委員会議事録の開示請求に対する日米両政府の取扱い、本件開示請求に対する米国政府の意見、別件訴訟の状況等、本件開示請求について考慮すべき事情の全てを総合的に考慮し、最終的に本件文書2を開示することの弊害及び情報公開法5条3号該当性について検討の上、判断したのであり、そこに通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と判断をしたと認め得るような事情は一切なく、職務上の注意義務違反は存在しない。

5 したがって、本件不開示決定2が国賠法1条1項の適用上違法となる余地はない。

第3 結語

以上のとおりであり、原告の請求はいずれも速やかに却下又は棄却されるべきである。

以上